

令和6年度



奈良県職員採用（任期付職員）募集案内

＜奈良県立高等技術専門校・職業訓練指導員＞

令和7年1月27日

奈良県総務部

行政・人材マネジメント課

受付期間 令和7年1月27日（月）～令和7年2月5日（水）《必着》

※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、

奈良県総務部行政・人材マネジメント課
採用係

〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-2052

1. 募集内容

採用職種		勤務地	採用予定人員	職務内容
職業訓練指導員 （任期付職員）	家具工芸科	奈良県立 高等技術専門校 （磯城郡三宅町石見440）	1人	材料、木材加工法、工作法、器工具使用法、工作基本、組立及び仕上げ、木工品製作に関する学科と実技の指導
	建築科		1人	中小規模建築物における建築一般、設計製図、木造建築物の軸組工法施工技術、施工管理における技能及びこれに関する学科と実技の指導

2. 採用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで<予定>

※今後の組織体制の見直しにより、任用期間が変更となる可能性があります。

3. 応募資格

次の（1）および（2）の要件をいずれも満たす者

（1） 次のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※国籍についての要件

- ・日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。
- ・「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

(2) 下表の応募要件を満たす者

採用職種(科)	応募要件
家具工芸科	次のいずれかの要件を満たす者 ① 職業訓練指導員免許(木工科又は木材工芸科)を有する者又は令和7年3月31日までに同免許を取得できる者 ② 職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照)
建築科	次のいずれかの要件を満たす者 ① 職業訓練指導員免許(建築科)を有する者又は令和7年3月31日までに同免許を取得できる者 ② 職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者(別紙2参照)

4. 選考日程・会場・合格者発表

	日 程	会 場	合 格 者 発 表
第一次 選 考	書類選考 「6. 応募手続」に従い、令和7年2月5日(水)17時までに必要書類を提出してください。	—	令和7年2月13日(木)(予定) (第一次選考応募者全員にメールにて合否を通知します)
第二次 選 考	令和7年2月20日(木)(予定) 詳細については、第一次選考合格通知の際にお知らせします。	奈良県庁内(予定) 詳細については、第一次選考合格通知の際にお知らせします。	令和7年2月27日(木)(予定) (第二次選考出席者全員にメールにて合否を通知します)

5. 選考等の概要

種	目	内	容
第一次選考	論文審査	業務に必要な専門知識、企画内容等についての論文審査 【課題】 「職業訓練についてのあなたの考えを述べるとともに、採用後の抱負を述べなさい。」	
	経歴審査	応募資格の有無、申込書記載事項の真否、実務経験等についての審査	
第二次選考	口述試験	専門知識及び職員としての適性等について個別面接による選考	

6. 応募手続

申込方法	<p>① 「奈良スーパーアプリ」による電子申請 </p> <p>【申込URL】 https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J30000071TY8&entry=1</p> <p>② 必要書類のうち「⑤資格を証明する書類」を奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係まで直接持参、又は書留などの追跡可能な方法で郵送 ※ 郵送の際は封筒の表に必ず「任期付職員<奈良県立高等技術専門校（職業訓練指導員）>選考関係書類 在中」と朱書きしてください。</p> <p>※ <u>奈良スーパーアプリによる電子申請が困難である場合は、奈良県行政・人材マネジメント課採用係までお問い合わせください。</u></p>	
必要書類	<p>電子申請の際、以下の書類等を提出いただきますのであらかじめご準備ください。各種様式は県ホームページよりダウンロードしてください。 </p> <p>【県URL】 https://www.pref.nara.jp/1629.htm</p> <p>① 応募書（様式1）【Word形式】 応募書記入要領に従い作成してください。</p> <p>② 顔写真【jpg、jpeg又はpng形式】 上半身脱帽、正面向で6か月以内に撮影したもの。白黒、カラーは問いません。</p> <p>③ 職務経歴書（様式は任意で、A4サイズ1枚で作成してください。【Word形式】 （職務経歴のない者は、「該当なし」と記載して提出してください。）</p> <p>④ 論文【Word形式】 【別紙1】の論文作成要領に従い作成してください。</p>	

	<p>⑤ 資格を証明する書類【郵送又は持参】</p> <p>(1) 職業訓練指導員免許の写し（該当者に限る）</p> <p>※ 令和7年3月31日までに取得見込みの場合は、それを証する書類</p> <p>(2) 職業能力開発促進法第28条第3項第3号の規定に該当する者については、該当することを証する書類（該当者に限る）</p> <p>(3) その他、関連する免許資格等の写し（該当者に限る）</p>
<p>受付期間</p>	<p>期間 令和7年1月27日（月）～ 令和7年2月5日（水）17時<必着></p> <p>※ 申請後48時間以内（金・土・日曜日に申請した場合は火曜日まで）に申込受付メール（件名：【奈良県】任期付職員<奈良県立高等技術専門校（職業訓練指導員）>採用選考試験 申込の受付について）が届かない場合は、奈良県行政・人材マネジメント課採用係まで必ずお問合せください。</p> <p>※ 締切直前はシステムが混み合う可能性があるため、余裕をもって手続をしてください。</p>

7. 給料等

初任給は、採用までの職務内容・経験年数等に応じて条例等の定めるところにより決定します。

（参考）：大学卒業程度で採用前に前歴がない場合：月額237,105円（地域手当込）

※採用前の前歴等によっては加算があります。

その他手当として、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※初任給等は令和7年1月1日現在の条件で表記しています。

8. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

年次有給休暇等は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。

※勤務条件等は令和7年1月1日現在の条件で表記しています。

9. その他

この試験の受験者は、合格発表の日から1月間、選考結果（第一次選考の受験者については、第一次選考の総合得点及び順位。第二次選考の受験者については、第一次選考及び第二次選考の総合得点及び順位）について、口頭により提供を求めることができます。

提供方法：選考結果が記録された書面の閲覧（電話での提供は行いません。）

提供場所：〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁 本庁舎（主棟）5階

奈良県総務部行政・人材マネジメント課

注意事項：受験者本人の申出のみ有効。閲覧の際は本人確認書類の持参が必要です。

選考結果の提供を求める場合は、事前にお問い合わせください。

応募書記入要領

- 1 ※欄を除くすべての欄に、正しく記入してください。
- 2 数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなで記入してください。
- 3 連絡先欄には、単身赴任等で職員寮などに居住している場合、休暇などで帰省するところを記入してください。また、現住所以外に早く連絡できる場所があれば記入してください。
- 4 勤務先欄には、現在就労している勤務先を記入してください。現在就労していない場合は記入する必要はありません。
- 5 学歴欄の学校名は最終学校とその前2つを、学部・学科は専攻科まで詳細に記入してください。学位については取得年、大学、専攻分野を記入してください。

(記入例)

昭和50	3	〇〇県立〇〇高等学校 卒業
昭和54	3	□□大学□□学部□□学科 卒業
昭和56	3	△△大学大学院△△専攻科 修了(中退)

- 6 職歴欄は、今までのいっさいの職歴（自営業は含み、短期のアルバイトは除く。）について職歴順に詳細に記入してください。（無職の期間がある場合なども例に従って記入してください。）
また、欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を添付してください。

(記入例)

昭和50	4	◇◇株式会社 入社	◇◇業務に従事
昭和53	4	無 職	
昭和54	4	家業（▽▽業）に従事	
昭和56	4	〇〇株式会社 入社	〇〇業務に従事
昭和63	4	同社 □□支店□□課長	□□業務に従事
平成 7	7	同社 本社△△部△△課 課長代理	△△業務に従事
平成13	7	同社 本社〇〇部〇〇課長	〇〇業務に従事
		現在に至る	

- 7 資格・免許等欄には、語学検定、特殊技能などがあれば記入してください。なお、取得見込みの資格があれば、併せて記入してください。
- 8 記入不足がある場合は、受付をしない場合があります。（受付をしなかったことにより、申込締切に間に合わなくても、当方では責任を負いかねます。）

【別紙1】

論文作成要領

【課題】「職業訓練についてのあなたの考えを述べるとともに、採用後の抱負を述べなさい。」

- 1 Word形式で作成してください。
- 2 用紙サイズはA4判（日本工業規格）とし、縦置き・横書きで作成してください。
- 3 記載内容は、「職業訓練指導員：〇〇(職種)」、氏名を頭書に記載し、以下本文を記載してください。
- 4 字数については、頭書を除き、2,000字以内にまとめてください。
また、表、図等を用いても構いませんが、A4判2枚までとし、本文中、文末いずれに用いても構いません。（論文全体で用紙枚数が5枚以内になるようにしてください。）
- 5 論文作成にあたり、引用した論文、著作があれば、最後に著書名、著作者、頁数等を掲載してください。（論文の字数には含めませんので、別紙として提出していただいて結構です。）

（作成見本）

（A4判）

職業訓練指導員：〇〇(職種)

氏名 〇 〇 〇 〇

（以下、本文を記載してください）

職業能力開発促進法（抜粋）

（職業訓練指導員免許）

第28条

準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

職業能力開発促進法施行規則（抜粋）

第39条

法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 免許職種に関し、第六十一条に規定する一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの

二 免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項に定める普通免許状をいう。）を有するもの

三 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。）第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練の課程を修了した者

四 旧法第二十四条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者

職業能力開発促進法施行規則附則（抜粋）

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第9条

法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第三十九条に定めるもののほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了したものとする

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後当該免許職種に関し四年以上の実務の経験を有するもの

二の二 免許職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の三 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正す

る省令（平成五年労働省令第一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による専門課程及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則による専門訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三 厚生労働大臣が別に定めるところにより前三号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者

（解説：昭和44年10月1日労働省告示第38号に規定。下記参照）

職業訓練指導員免許を受けることができる者（昭和44年10月1日労働省告示第38号）

職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）附則第九条第一項第三号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 免許職種に関し、規則第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（規則附則第九条第一項第二号の三に定める者を除く。）で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- 一の二 免許職種に相当する規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練（旧能開法規則第九条に定める普通課程及び訓練法規則別表第一の普通訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有するもの
- 一の三 免許職種に関し、規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練及び訓練法規則別表第一の普通訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後七年以上の実務の経験を有するもの
- 二 免許職種に関し、規則第九条に定める短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第四に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第七に定めるところにより行われる職業転換課程の能力再開発訓練及び訓練法規則別表第一の職業転換訓練課程の能力再開発訓練を含む。）であつて訓練時間の基準が七百時間以上であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 三 免許職種に関し、職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの
- 四 外国の学校であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）

と同等以上と認められる者において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの

五 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。）第十五条第一項若しくは同法第十六条第一項の認定を受けて行なう職業訓練（以下「旧法の認定職業訓練」という。）であつて訓練期間の基準が三年であるもの又は旧法附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十一条第一項の認可を受けて行なわれた技能者養成を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

六 学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し七年以上の実務の経験を有するもの

七 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた専門的な技能に関する職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ二年及び三千六百時間であるもの又は旧法の認定職業訓練であつて訓練期間の基準が二年であるものを修了した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの

八 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた基礎的な技能に関する職業訓練であつて訓練時間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるもの又は旧法附則第六条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条の公共職業補導所の職業補導であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの

九 旧法の施行前に失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十七条の二第一項の施設において行なわれた職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百二十四時間であるものを修了した者で、その後当該免許職種に関し十年以上の実務の経験を有するもの

十 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十八年労働省令第二号。以下「改正省令」という。）の施行の際現に改正省令による改正前の職業訓練法施行規則第二十九条第一号に規定する都道府県が家事サービス職業訓練を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練を担当している者

十一 免許職種に相当する昭和五十三年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）第一条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し三年以上の実務の経験を有するもの

十一の二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

十一の三 免許職種に相当する旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し六年以上の実務の経験を有するもの

十二 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者

を除く。)で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

十三 免許職種に関し、旧訓練法規則第一条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの

十四 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者